



令和元年7月8日

各報道機関支局長 様

富士宮市長

<p>(件名)</p> <p>緊急輸送路沿いのブロック塀等の撤去及び改善費用の補助金改正について</p>	<p>(担当)</p> <p>都市整備部建築住宅課建築指導係 担当氏名 石川 博子 電話 0544-22-1229 内線 2546</p>
<p>セールスポイント</p>	<p>緊急輸送路沿いのブロック塀等の撤去の補助金を引き上げます。ブロック塀等撤去後のフェンスや生垣の設置の補助金を新設します。</p>
<p>(要旨)</p> <p>地震発生時におけるブロック塀や石積みの倒壊による被害を防止するために、ブロック塀等の撤去を行うものに対して補助金を交付していますが、緊急輸送路（富士宮市地域防災計画に定める災害時に物資等の輸送の骨格となる国道、県道や市内の防災拠点を結ぶ主要な道路）の安全確保をより一層高めるため、緊急輸送路沿いのブロック塀等の撤去に対する補助金を引き上げます。また、ブロック塀等の撤去後にフェンス等や生垣の設置等を行う際の補助金を新設します。</p> <p>(内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ブロック塀等の撤去のみ(補助率、限度額の引き上げ) <ul style="list-style-type: none"> 基準額 延長1mにつき9,200円。 補助率 補助対象経費と基準額を比較し少ない額の9/10 限度額 30万円 2. ブロック塀等の撤去後、フェンス等又は生垣を設置する場合 <ol style="list-style-type: none"> (1) ブロック塀の撤去 (変更なし) <ul style="list-style-type: none"> 基準額 延長1mにつき9,200円。 補助率 補助対象経費と基準額を比較し少ない額の3/4 限度額 20万円 (2) フェンス等を設置する場合(新設) <ul style="list-style-type: none"> 基準額 延長1mにつき38,400円。 補助率 補助対象経費と基準額を比較し少ない額の1/3 限度額 16万6千円 (3) 生垣を設置する場合(新設) <ul style="list-style-type: none"> 基準額 延長1mにつき38,400円。 補助率 補助対象経費と基準額を比較し少ない額の2/3 限度額 33万3千円 <p>施行期日 令和元年7月4日</p> <p>(添付資料) 補助金制度の案内</p>	